

HITACHI NAKASHI

都市計画マスタープラン



2000.3



ひたちなか市

270



目 次

序 章 都市計画マスタープランの前提	
1. 都市計画マスタープランについて	1
2. 地勢と沿革	2
3. ひたちなか市の発展の可能性	10
第1章 全体構想	
1. 都市づくりの理念と目標	13
2. 目指すべき都市像	15
3. 目標年次	16
4. 将来フレーム	16
5. 実現のための主要課題と整備方針	19
第2章 地域別構想	
1. 地域区分	73
2. 北部地域のまちづくりの方針	74
3. 西部地域のまちづくりの方針	80
4. 中央地域のまちづくりの方針	86
5. 東部地域のまちづくりの方針	92
6. 南部地域のまちづくりの方針	98
第3章 実現のための方途	105
資料編	107

1. 都市計画マスタープランについて

平成4年6月に都市計画法が改正され、法18条の2に市町村の都市計画マスタープランの策定が義務づけられました。法によれば市町村都市計画マスタープランは、市町村の総合計画、国土利用計画市町村計画、その都市計画区域について知事が定める「整備、開発又は保全の方針」に即し、住民の意見を十分に反映させて定めるものとされています。

平成9年には、新生ひたちなか市の総合計画が策定され、本市の将来像、施策の大綱など、ひたちなか市のまちづくりの最高指針が示されたところです。

本市では、常陸那珂港の整備など、ひたちなか地区開発を中心として、都市構造に影響をもたらす大規模なプロジェクトが進行しています。また、土地区画整理事業を中心に道路、公園、下水道など市街地の整備についても、積極的に推進しています。

このように、ひたちなか市は21世紀初頭に向け、さらに大きく飛躍、発展する可能性を持っている一方、現在はその途上にあるため、まちづくりを進めるうえで推進しなければならない事業や、解決しなければならない課題も多く存在しています。

都市計画は、まちづくりの骨格を定めるもので、法においても都市計画の基本理念を「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」（都市計画法第2条）と定めています。

以上を踏まえ、「ひたちなか市総合計画」と水戸・勝田都市計画区域の「整備、開発又は保全の方針」に即し本市の都市計画の今後の進むべき方向をこの「ひたちなか市都市計画マスタープラン」により、明らかにしようとするものです。また、「ひたちなか市都市計画マスタープラン」は、本市の都市計画の諸計画、^{*}地域整備基本計画、^{*}下水道基本計画、^{*}緑の基本計画などの上位計画の役割を有するものです。

また、「都市景観」「緑地の保全」「都市防災」など、都市計画の今日的な課題について方向づけをするとともに、「少子高齢化」「国際化」「情報化」などの社会的な潮流も視野に入れたものとしています。

なお、マスタープランという性格を考慮し、各種の事業等についてもできる限り「何のために行なうのか」を中心に明らかにしたものとしています。

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

（平4法82・追加）

国土利用計画市町村計画

国土利用計画は、総合的かつ計画的な国土の利用を確保するため、国土利用の配分とその利用の方向を定める長期の目標です。この計画は、国が定める全国計画、都道府県が定める都道府県計画、市町村が定める市町村計画の3つから構成されています。

整備、開発又は保全の方針

都市計画法第7条第4項に、市街化区域及び市街化調整区域については、その区分及び各区域の整備、開発又は保全の方針を都市計画に定めるとされており、総括図、計画図および計画書によって表示するものとされています。計画書には、少なくとも

都市計画の目標、土地利用の方針、市街地の開発及び再開発の方針、交通体系の整備の方針、自然的環境の保全及び公共空地系統の整備の方針、下水道及び河川の整備の方針、その他の公共施設の整備の方針を定めるものとされています。

ひたちなか市総合計画 地方自治法に基づき、市議会議決、庁議決定を経て策定された市政運営の最高指針となるもので、現在の総合計画は、基本構想（平成17年目標）は平成9年6月1日に市議会議決、基本計画（平成17年目標）は平成17年1月6日に庁議決定されたものです。

* 地域整備基本計画、下水道基本計画、緑の基本計画の説明は、次頁に記載しています。

2 . 地勢と沿革

(1) 地 勢

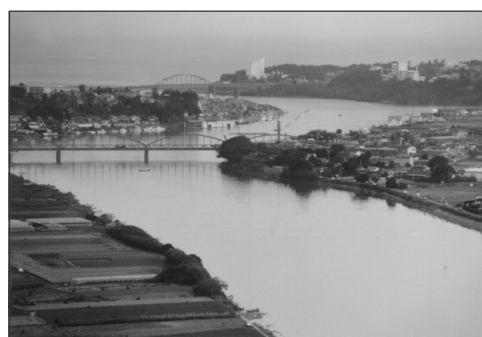
本市は、東京から約110kmの距離にあり、中心は東経140°32′ 北緯36°24′で茨城県の中央部からやや北東に位置し、東西約13km、南北約11kmで9,900haの面積を有しています。

南は、那珂川を隔てて県都水戸市と大洗町に接しており、西は常磐自動車道の通る那珂町、北は原子力発祥の地東海村に接しています。東は、ひたちなか地区を挟んで美しい海が広がる太平洋に面し、建設中の国際コンテナ港湾「常陸那珂港」や県内有数の那珂湊漁港を抱く約13kmの海岸線が続いています。

地形は、太平洋と那珂川下流域に位置する海拔約7mの沖積層の低地地区と阿武隈山系から南東に緩やかに傾斜している那珂台地と呼ばれる海拔約30m前後の起伏の少ない平坦な洪積層の台地地区とに分けられます。

低地地区は、漁港を中心に市街地が形成され、那珂川流域は水田地帯となっています。一方、台地地区は、駅を中心に市街地が形成され都市化が進行していますが、周辺は畑地も多く、また、中小河川が市街地にくさび状に入り込み、台地縁辺部は豊かな緑が帯状に連なっています。

那珂川河口付近



行政区画面積について
本市の面積は、常陸那珂港の埋め立て等により増加し、全国都道府県市区町村別面積調（建設省国土地理院、平成1年1月1日現在）により9,902haと更新されています。

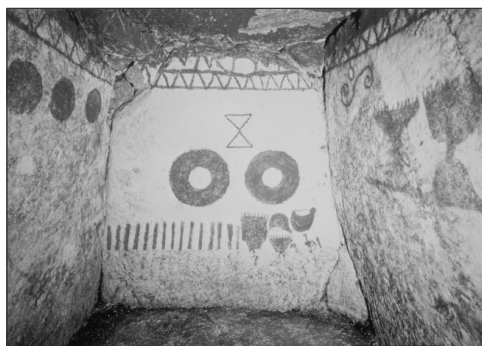
地域整備基本計画
市街地整備基本計画の手引き（昭和53年、建設省）に準じて、財政計画と連動した市街地整備のプログラムを策定するものです。

下水道基本計画
公共下水道を設置する場合に必要となる、排水施設の配置や予定処理区域、終末処理場の配置や流域下水道と接続する位置、終末処理場以外の処理施設を設ける場合の配置等を定めたものです。

緑の基本計画
都市緑地保全法の改正により、従来の緑のマスタープランと緑化推進基本計画を統合し、総合的な緑のマスタープランとなる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、市町村が定めるものとされている計画です。

(2) 沿 革

本市域における人々の営みは、武田遺跡群における旧石器時代の遺物の発見により、現在のところ、2万5千年くらい前に始まったと推定されています。また、縄文、弥生、古墳時代の遺跡が全市域にわたって分布しており、古からの先人たちの足跡をかいまみることができます。



虎塚古墳

中世は、下向してきた平氏や源氏の武士が豪族として支配権を争った戦乱の世でありました。市域にある城や館跡のうち、勝倉城、中根城、多良崎城跡などは当時の名残であり、また、武田館跡は、戦国時代の勇将武田信玄を生んだ甲斐武田氏の始祖武田義清、清光父子の居館のあったところです。

江戸時代には、水戸藩の支配のもと、東北地方の物産を江戸まで輸送する水上交通の主要な中継港として、藩内で最も繁栄した地と言われ、藩の財政を支える町として重要な役割を果たしました。また、軍事上における海防の面でも重要視され、大砲を鑄造するための鉄の溶解炉である反射炉が安政4年(1857年)に建造されました。

明治になると、明治4年の廃藩置県により茨城県が成立し、さらに、明治22年の市制町村制施行により、本市域に湊町、平磯町、中野村、勝田村、川田村、前渡村及び佐野村の2町5村が誕生しました。

昭和に入ると、昭和15年には、中野村、勝田村及び川田村の3村が合併し勝田町に、さらに、昭和29年には、勝田町が3月に前渡村の一部を、同年11月に佐野村を編入合併し勝田市に、また、那珂湊町が3月に前渡村大字前浜と平磯町を編入合併し那珂湊市として市制を施行し、生活や経済活動において深いつながりを持ちながら、勝田市は工業都市として、那珂湊市は水産都市として、それぞれの特性を生かしたまちづくりが進められました。

昭和48年には、米軍の水戸対地射爆撃場が、県民あげての返還運動の結果、日本政府への全面返還となりました。この射爆撃場は、昭和13年に旧陸軍が民有地、県有地を買収して飛行学校を開設し、戦後連合軍によって接收されたものです。

昭和56年には、「水戸対地射爆撃場返還国有地の処理大綱」が決定され、これを受けて昭和59年には、国営常陸海浜公園が起工し、ひたちなか地区の開発事業が着手されました。

その後、常陸那珂港や北関東自動車道の建設が進むなか、ひたちなか地区開発を踏まえた一体的なまちづくりの必要性が2市の間で高まり、平成6年11月に勝田市、那珂湊市が合併し「ひたちなか市」が誕生しました。

射爆撃場返還要求大会 昭和48年1月(水戸市内)



反射炉



(3) 都市計画の変遷・概要

都市計画区域

都市計画区域は、都市計画を定める単位であり、このなかで市街化区域や市街化調整区域、用途地域などの地域地区の指定、都市施設の配置や都市計画事業などが行なわれます。なお、都市計画区域は、都道府県知事が指定するものです。

市街化区域・市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画法第7条により、都市計画区域に市街化区域と市街化調整区域を定めるものとされています。市街化区域は、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域で、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とされています。

用途地域

都市の将来像である適正な土地利用を実現するため、1種類の土地利用規制の制度があります。用途地域は、そのうちの最も基本的なもので、1種類の用途地域によって建築物の用途の制限、ならびに容積率、建ぺい率を市街化区域内に定めることとされています。

都市計画道路

都市計画道路は、都市計画において定められる重要な都市施設の一つで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の区分があります。

概成

計画幅員の2/3程度で整備され、都市計画道路としての機能を有するものです。

< 都市計画区域 >

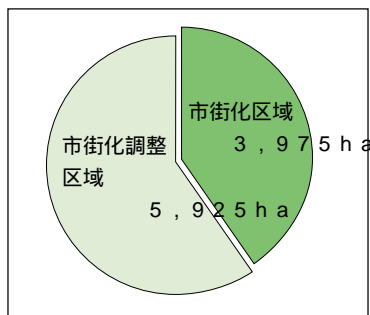
本市は、水戸・勝田都市計画区域（水戸市、ひたちなか市、大洗町、那珂町、内原町、瓜連町、茨城町、東海村、常北町の一部の9市町村）の一部として全域が都市計画区域に指定されています。

昭和22年9月に那珂湊町全域が都市計画区域となり、昭和31年12月には、勝田市全域及び那珂町の一部が勝田都市計画区域となりました。その後、昭和37年3月には那珂町の一部を除外して勝田市の行政区域のみで勝田都市計画区域となりました。

その後、昭和45年2月に水戸市、勝田市、那珂湊市、那珂町、内原町、瓜連町、大洗町、常澄村、東海村の9市町村に拡大された水戸・勝田都市計画区域となり、昭和50年4月には茨城町を、平成11年6月には常北町の一部を加え、現在に至っています。（P.65 参照）

< 市街化区域・市街化調整区域 >

平成11年4月1日現在で、本市の行政区域9,900ha全体が都市計画区域に指定され、そのうち市街化区域は3,975ha（約40.2%）、市街化調整区域は5,925ha（約59.8%）となっています。勝田市及び那珂湊市とともに、水戸・勝田都市計画区域のもとに、昭和46年3月に市街化区域及び市街化調整区域の当初指定を行ない、その後も開発・整備などによる変更を行ない現在に至っています。

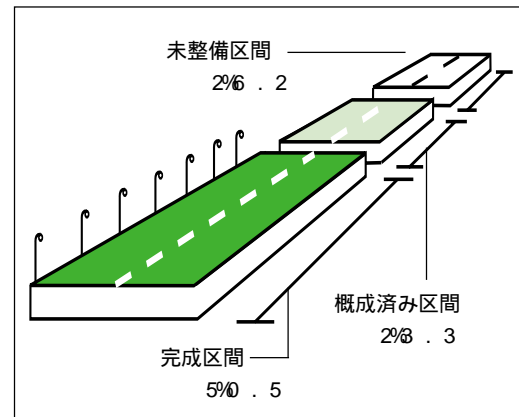


< 用途地域 >

用途地域は、市街化区域全体に12種類の用途が指定されています。勝田市では、昭和39年2月に、那珂湊市では昭和42年12月に当初指定がされ、その後用途区分の変更や土地利用の変化に対応して変更を行ない現在に至っています。

< 都市計画道路 >

都市計画道路は、73路線、総延長190,195.5mが決定され、このうち完成区間96,135.5m、50.5%、概成済み区間44,320m、23.3%、未整備区間は49,740m、26.2%です。（平成11年4月1日現在）



昭和通り

< 公 園 >

公園は、街区公園や国営常陸海浜公園等の都市計画決定された都市計画公園が75か所、計画面積4,713,819㎡あり、整備済みは、公園数で59か所、面積では1,552,986㎡、整備率は面積比で約33%となっています。(平成11年4月1日現在)

- その内訳をみると、身近な公園では、
- ・街区公園は計画決定された61か所、171,885㎡のうち48か所、137,818㎡が整備済み
 - ・近隣公園は同じく7か所、143,763㎡のうち6か所、126,063㎡が整備済み
 - ・地区公園は1か所、42,124㎡が整備済み

広域公園では、

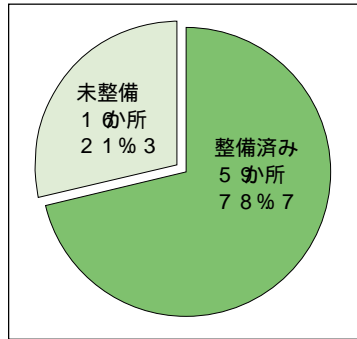
- ・総合公園に位置づけられている親水性中央公園170,000㎡は未整備
- ・2か所の運動公園のうち那珂湊運動公園は整備済み
- ・風致公園に位置づけられている大島公園は整備済み
- ・広域公園に位置づけられている国営常陸海浜公園、3,503,000㎡の一部(925,000㎡)が整備済み
- ・墓園に位置づけられている北根墓園は未整備
- ・開発行為などで整備され管理を市に移管された都市公園は、113か所、158,949㎡

(都市計画道路、公園はP.68～P.69参照)

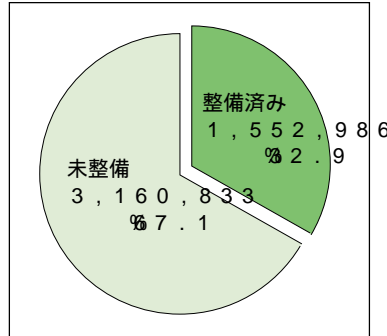
湊公園



都市計画公園の箇所数からみた整備状況



都市計画公園の面積からみた整備状況



都市計画決定

都市計画には線引きや地域地区等の規制に関わる内容と都市施設の整備や市街地開発事業等の事業に関わる内容があります。これらについては都市の実情に合わせて必要とされるものを都市計画として決定していく必要があります。都市計画の決定に当たっては、住民意見を反映させるため、公聴会や縦覧等を行いません。なお、決定する内容によって、市町村で決定できるもの、都道府県知事が決定するもの等、決定の主体が異なります。

街区公園

都市公園の設置や管理の基準等を定めている都市公園法により、主として街区内に居住する人の利用を目的とする都市公園とされており、誘致距離25m、敷地規模0.2が基準とされています。

近隣公園

都市公園法により、主として近隣に居住する人の利用を目的とする都市公園とされており、誘致距離50m、敷地規模2.0が基準とされています。

地区公園

都市公園法により、主として徒歩圏内に居住する人の利用を目的とする都市公園とされており、誘致距離1km、敷地規模4.0が基準とされています。

* 総合公園、風致公園、広域公園は次頁に、墓園は、P. 71に記載しています。

単独公共下水道

下水道には、流域下水道、公共下水道、都市下水路があり、公共下水道（市町村が管理）のうち、終末処理場を有し市町村単独で処理するものを単独公共下水道といえます。

流域関連公共下水道

下水道には、流域下水道、公共下水道、都市下水路があり、公共下水道（市町村が管理）のうち、流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道といえます。

総合公園

都市公園法により、主として一の市町村の区域に居住する人の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用を目的とする都市公園とされており、都市規模に応じて1か所当たり10haを標準として配置するものとされています。

風致公園

都市公園法により、動植物の生息地やその樹林地などの保護、市街地の中心部での休息や鑑賞等を目的とする都市公園とされており、それぞれの機能が十分に発揮できるような敷地面積を定めるものとされています。

広域公園

都市公園法により、主として一の市町村を超える広域レクリエーション需要を充足することを目的とする公園とされており、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50以上を標準として配置するものとされています。

< 下水道 >

下水道は、南部、北部、那珂湊の3つの地区で行なわれています。

南部公共下水道は、単独公共下水道で、中丸川、早戸川水系に属する地域を対象としており、全体計画面積は1,776ha、事業認可済面積が881haであり、その内の576.7ha（処理区域人口：24,800人）が処理区域になっています。

北部公共下水道は、流域関連公共下水道で、大川、本郷川、新川水系に属する地域を対象としており、全体計画面積は2,340ha、事業認可済面積が928haであり、その内の639.8ha（処理区域人口：25,270人）が処理区域になっています。

那珂湊公共下水道は、流域関連公共下水道で、那珂湊地区の市街化区域の他に阿字ヶ浦地区、部田野地区などを対象としており、全体計画面積は1,022ha、事業認可済面積が454haであり、その内の161.6ha（処理区域人口：6,711人）が処理区域になっています。（平成11年4月1日現在）



下水道事業

< 土地区画整理事業 >

*土地区画整理事業は、勝田地区においては、戦前、20万人都市構想のもと工業都市としての公共施設の先行的整備改善を企図して、勝田第1工区（115.6ha、昭和18年11月に1～5工区が都市計画決定）が茨城県施行で着手され、以降、順次工区ごとに市施行で事業化され、中心市街地の整備が行なわれました。

また、那珂湊地区においては、昭和22年の大火により焼失した市街地の中心部を再興するため、復興土地区画整理事業（19.8ha）が茨城県施行で実施され、続いて復興事業の整備効果を高めるため、臨港地区（19.3ha）が事業化され、ともに昭和51年に竣工し市街地の中心部が整備されました。

その後、新市街地の整備など、将来の土地の有効利用を図るため次々と事業化され、現在、施行済は31地区、992.7ha、施行中は12地区、731.6haで、施行済と施行中を合わせると市街化区域の約43%となっています。（P.70～71参照）



土地区画整理事業が完了した神敷台地区

< 勝田方式 >

計画的に都市、市街地の整備を進めるため、合併前の勝田市においては、総称して「勝田方式」と呼ばれる一連の行政手法を行ない、相当の成果を上げるとともに、一定の評価を受けてきました。勝田方式は、土地区画整理事業を中心として一体的かつ総合的に都市計画行政を推進し、教育施設等他部門の公共事業や、指導を通じて民間開発まで連携させながら、市街地の整備を行ってきたものです。

勝田方式では、大規模工場や工業団地等の非可住地を除く市街化区域全域を、ほぼ大字単位の単位整備区に区分し、地区整備計画を定めました。地区整備計画は、実現のために土地区画整理事業を想定し、土地区画整理事業の設計基準に準拠して、道路、公園、学校などの公共・公益施設の配置計画を示したものです。単位整備区は、そのまま土地区画整理事業の予定地区となります。

さらに、地区整備計画を中心として「確約書制度」「お願い制度」「行政指導」「借地方式」の4つの個別手法が行なわれました。

「確約書制度」は、土地区画整理事業や都市施設の都市計画決定地区において適用し、個別建築物が都市計画法第53条の建築許可を受ける際に、将来の土地区画整理事業等において移転の必要が生じた場合は協力するとの確約書の提出を建築主に求め、事業の周知と将来の事業の円滑化を図ったものです。

「お願い制度」は、土地区画整理事業の予定地区において適用し、個別建築物が建築基準法第6条の建築確認を受ける際に、将来土地区画整理事業により移転をお願いする必要がある旨のお願い書を建築主に発行し、確約書同様、事業の周知と将来の事業の円滑化を図ったものです。

「行政指導」は、土地区画整理事業の施行に先行する開発行為に対し行なうもので、都市計画法第29条の県知事の開発許可を受ける本申請の事前協議の段階で、市の「宅地開発行為に関する指導要綱」に基づき、0.3ha以上の開発行為に対し地区整備計画との整合を図るよう開発許可申請者を指導するものです。これにより、整合が図られた場合には当該開発区域を土地区画整理事業の施行区域から除外をし、個別の開発行為が土地区画整理事業と一体となるまちづくりが行なわれます。また、整合を図ることにより、一部の不整形地は開発留保地として開発区域から除外されますが、土地区画整理事業により整形地として所有者（開発事業者）に換地されます。

「借地方式」は、地区整備計画により配置された根幹的な公共・公益施設について、借地により先行整備する手法です。これにより、高度経済成長期などに集中した学校を始めとする公共・公益施設の整備時点で用地の確保が容易に行なわれたほか、予定施設上の個別の建築行為等を阻止することができました。借地の解消は、土地区画整理事業の換地で行なうことを基本としており、公益施設用地は集合保留地として計画的に処分されるところから、土地区画整理事業にとっても安定した財源の確保が図られます。

昭和46年3月の当初線引き時点から徐々に系統化、制度化され、実践されてきた勝田方式については、見直しや若干の修正を加えられながら、今日まで市街地整備の原則的なプログラムとして運用されてきました。

土地区画整理事業
土地区画整理法に基づく事業で、土地所有者などから土地の一部を提供してもらい（減歩）、それを道路や公園などの公共用地として活用して、良質な市街地の整備を行なっていくものです。

都市計画法第53条
都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内で建築物の建築をしようとする場合は、都道府県知事の許可が必要となります。

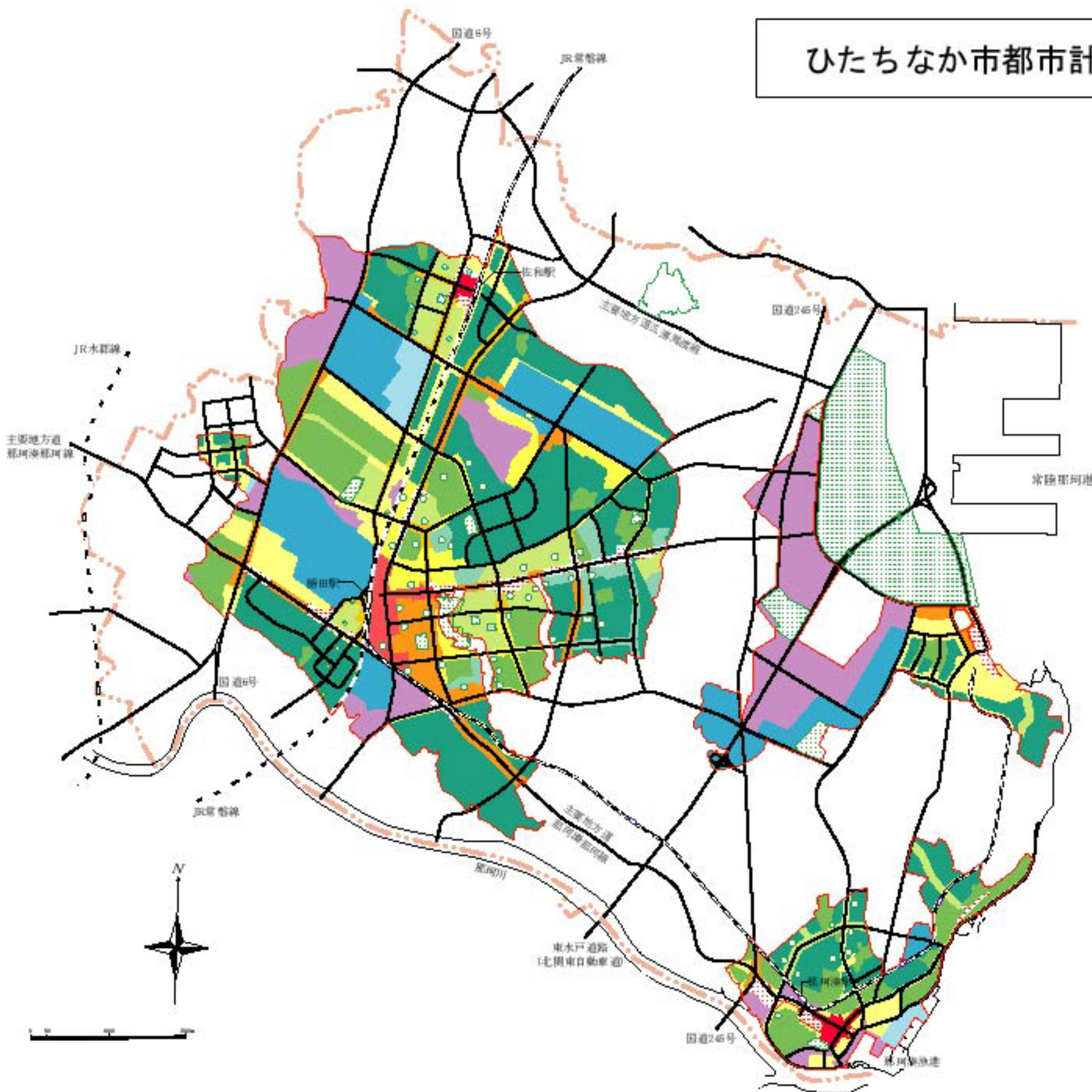
建築確認
建物の内容が建築基準法等に適合していることを確認するため、建築物を建設する場合には、建築確認申請が必要となります。

線引き
都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の2つに区分することをいいます。

墓園
都市公園のうちの特殊公園の一つで、屋外レクリエーションの場として利用される墓地を含んだ公園で、樹木や草花等による緑化面積が6割以上必要とされています。

ひたちなか市都市計画図

凡	例
行政区域界	-----
市街化区域界	-----
第一種低層住居専用地域	■
第二種低層住居専用地域	■
第一種中高層住居専用地域	■
第二種中高層住居専用地域	■
第一種住居地域	■
第二種住居地域	■
準住居地域	■
近隣商業地域	■
商業地域	■
準工業地域	■
工業地域	■
工業専用地域	■
都市計画道路	———
都市計画公園	■
都市計画墓園	■



3 . ひたちなか市の発展の可能性

今後のひたちなか市においては、県下有数の集積を誇る既存の工業が着実な生産を維持するとともに、商業が人口増などを反映して集積を強めるほか、流通業その他の第3次産業の発展が期待されます。また、基盤整備済みの農地を中心として農業が堅調に生産を持続し、水産業等についても基盤整備等により経営の安定化が図られるものと考えられます。

生活面では、土地区画整理事業を中心とする道路、公園、下水道などの整備により、利便性が高く安全で快適な生活環境が確保され、また、開発事業などとのバランスをとりながら、貴重な自然環境を保全し、緑や水辺を活用することにより、ゆとりやうるおいのあるアメニティ空間の創出が図られるものと考えられます。また、高齢化社会の進展に対応し、高齢者のための施設の整備、充実や、高齢者に配慮したまちづくりが進むと考えられます。

社会生活面では、自由時間の増加などにより、スポーツ・レクリエーション活動や、教養、文化、趣味などの各種サークル活動、自治会活動、コミュニティ活動が活発化すると予測されます。また、高齢者のいきがいや健康づくりの活動も、ますます盛んになると考えられます。

以上のような将来像に加え、本市においては次のような特色のある発展の可能性が予測されます。

(1) 広域物流拠点としての発展性

常陸那珂港は、運輸省の長期港湾政策において北関東地域における「中核国際港湾」として国際海上コンテナターミナルを整備する港湾として位置づけられ、整備が進められています。また、物流を支える交通軸として、既存の常磐自動車道のほかに北関東自動車道の整備が進められており、北関東三県が背後圏になるとともに首都圏全体の物流の合理的再編にも寄与するものです。

さらに、国内外の定期航路の開設、港湾関連機能として輸入促進地域の指定による輸入品の展示場・情報センターや卸売市場の設置などにより、広域的な物流拠点の形成が期待されます。

輸入促進地域(F A Z)
輸入促進・対内投資事業円滑化臨時措置法に基づいて、国際空港や港湾の周辺に、輸入品の展示場、情報センター、卸売施設などを集積し、輸入インフラを整備する地域のことです。また、これを運営するのは第三セクターが中心となり、これに対し、国の出資や融資などが行なわれます。

常陸那珂港



(2) 観光・リゾート地としての発展性

市内には、海水浴などに利用される阿字ヶ浦海岸、那珂湊漁港及び国営常陸海浜公園などがあり、年間300万人近い観光客数があります。*

那珂湊漁港は、国の新マリノベーション構想に則ったふれあい整備地区として、新たな漁港環境を創造し観光との連携を進めています。

観光のニーズは価値観の変化などにより多様化しており、この結果、高い利用コスト、ステイタス、環境軽視などから、低い利用コスト、自然や地域社会との調和、ファミリー利用などが重要なキーワードとなっています。海岸沿いに形成されている観光リゾート拠点は、遊び(海浜公園)～スポーツ(海浜公園、海水浴)～食(魚)とキーワードに対応する機能を持っています。今後は、滞在型の機能の付加や広域交通条件を活用した観光ルート化、ひたちなか地区の国際交流拠点機能との連携などによる発展が期待されます。

阿字ヶ浦



新マリノベーション構想

農水省が打ち出した海域利用構想で、漁港、漁村の環境整備や再開発、水産資源の増大、地方定住などを目指したものです。なお、マリノベーションは、マリン(海)とイノベーション(革新)を合成した造語です。

(3) 国際的交流拠点としての発展性

ひたちなか地区は、物流拠点であるとともに、国営常陸海浜公園及び国際展示場の整備、*先端技術産業や研究開発型企業の誘致、*国内外の定期航路の開設などにより、国際的な人、技術、情報の交流拠点の形成が期待されています。

国際的な交流拠点の形成を推進するためには、都市全体の魅力を高めていく必要があります。このため、ひたちなか地区の整備とともに、魅力ある都市景観の形成や、観光レクリエーション機能の充実、各種都市機能の充実など、現在進められている都市整備と連携した国際的交流を支える環境づくりが期待されます。

ひたちなかテクノセンター



先端技術産業

産業構造や技術革新に対応して、新たな基幹産業と期待される、新素材、電子・情報通信、バイオテクノロジーなど、高い研究開発力や技術水準を必要とする産業を総称したものです。

研究開発型企業

先端技術開発や新製品開発などの研究開発を目的とした企業を指します。